

平成 25 年第 5 回玉城町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 25 年 12 月 13 日（金）
招集の場所 玉城町議会議場
開 議 平成 25 年 12 月 17 日（火）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 71 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び玉城町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 3 議案第 72 号 町税条例の一部改正について（質疑）
- 第 4 議案第 73 号 町道の認定及び変更について（質疑）
- 第 5 議案第 74 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）（質疑）
- 第 6 議案第 75 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（質疑）
- 第 7 議案第 76 号 平成 25 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑）
- 第 8 議案第 77 号 平成 25 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）（質疑）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。
よって、平成 25 年第 5 回玉城町議会定例会第 3 日目の会議を開会いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

5番 中瀬 信之 君 6番 山口 和宏 君

の2名を指名いたします。

議案の質疑

○議長（風口 尚）次に、日程第2 議案第71号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び玉城町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第71号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第3 議案第72号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

2番 北 守君

○2番（北 守）今回、税条例の一部改正ということで何点か改正されるわけですが、特に年金者にとって関心のある47条の5で年金徴収の仮特別徴収税額でお聞きしたいと思います。

平成21年に年金支給から町税を特別徴収するというので一度改正があり現在不都合が生じているということで徴収を平準化するという目的で、今回改正をしたいということで説明を受けました。この中で還付の必要なケースが出てくるんですけども、これはどんな時に生ずるのかお聞きしたいと思います。できれば具体的な例を挙げてご説明願いたい。また、この実施が平成28年10月と説明がありましたが、今、改正する必要があるのかどうかお聞きいたします。以上です。

○議長（風口 尚）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和）お尋ねの第47条の5第1項の改正の関係でございますが、ここでは年金所得に係る仮特別徴収税額等について規定されておりまして、今回は年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方式の見直しが内容になっています。既に特別徴収されとるわけですが、いろいろと不都合が生じたということで課題でありました。今回平成25年度の税制改正に依りまして、地方税法が一部改正され、それに合わせま

して町税条例も改正するものでございます。年金支給額とか所得控除の適応状況によりまして、いろいろ税額が変化するわけでございます。これまでの徴収でいきますと、前年の後半の本徴収の額が翌年度の仮特別徴収税額に移りますので、税額の総額が落ちた場合に前年度の本徴収税額を仮に持ってきますから、その時点で本年度の本徴収税額が仮徴収税額より下回る場合が多々あります。そういう不都合を生じてますので平準化を図るという意味から今回の改正でございます。年間を通じた特別徴収税額の平準化を図るためということで、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1にするということで、税額が2年連続で続きますと平準化をされるということでございます。非常に説明しづらいですが具体的な例を上げますと、ある年に年税額が6万円としまして、仮徴収税額が3回、本徴収税額が3回ですので、各1万円ずつということになります。仮徴収税額が1万円、本徴収税額が1万円、こうなりました時に、次の年に税額が例えば所得控除などの関係で税額が下がりました。6万円であった年税額が次の年に3万6千円になったと、そういう場合を想定しますと、翌年の仮徴収税額というのは前年度の本徴収税額がいきますから、1万円が次の年の仮徴収税額となります。そうすると年税額が3万6千円という合計額であるのに、ここの仮徴収で1万円が3回でもう3万円取ってしまうと。後の本徴収は6千円を3で割りまして2千円ずつということになります。仮徴収と本徴収で1万円と2千円という差が生じます。次の年にまた年税額が6万円に戻ったということを想定しますと、翌年度の仮徴収は前年の本徴収の額ですから2千円が次の仮徴収税額になります。後、残った本徴収税額はいくらになるかというところ6万円から2千円の3か月分を引きまして5万4千円になります。5万4千円を本徴収の3で割りますと1万8千円になります。仮で2千円と本徴収で1万8千円、すごく差が出ます。次の年どうなるかというところ、次の年も年額が6万円とした場合の1万8千円という前年の本徴収税額がよく翌年の仮徴収税額で1万8千円となります。1万8千円で3回徴収しますと5万4千円。5万4千円ということは6万円の年税額から5万4千円を引くと6千円。6千円を3回ですから1回2千円ということで、すごく差が生じます。これを前年度の2分の1に相当する額を仮徴収税額へ持っていきまして、2年連続で年税額が同じ場合を想定しますと仮も本徴収も今の想定を置き換えますと同額になる。そういう風なことが今回の改正でございます。平準化を図るという改正でございます。以上です。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）年金者の場合は給与所得を取ってみえる方（会社へ勤めて見える方）は12回で特別徴収するわけですけど、年金者の場合は2か月に1回ずつの支給ですので6回、この内、本徴収に当たる部分で所得が決定されるのが6月やということですので、その後が本徴収となるわけですけども、後の残り、本徴収は3回、次は翌年度へ繰り越していくので仮徴収やということで2分の1ということの具体的な説明を受けてよく分かったわけなんですけども、私も地元のほう帰らせていただくとこういう質問もよく受けますので、その点、今回聞かせていただいたわけです。それから、とりわけ

高齢化がしてきますと年金者が増えてくるわけなんですけども、年金者に与える影響、対象者がどれくらい分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和） 今年度の数字からいきますと年金からの特別徴収の対象者は約 950 人でございます。この内、先ほど申し上げましたように控除額等が変わりまして年税額が変わるという関係から、還付が発生しましたのが 105 名ということで、率としまして約 11%ということになっています。先ほど答弁漏れございまして失礼しました。なぜ平成 28 年 10 月からか、こういうことでございますが、このことにつきましては平成 21 年 10 月の年金支給分から特別徴収が始まっているわけでありまして、いろいろな不都合が生じておったということで、改善をするような方向ではありましたが、一番大きな問題としまして、日本年金機構を始めとします年金保険社の方に特に協力をいただかんとできないということがありました。今回 25 年度の税制改正でこのような見直しが行われるわけでありまして、システム改修におきまして、やはり一定の期間が必要であるということ。そういうことから見直しはしますけども施行は平成 28 年 10 月とこのようことでございます。

○議長（風口 尚） よろしいですか。他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 72 号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第 4 議案第 73 号 町道の認定及び変更についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。

2 番 北 守君

○2 番（北 守） 町道認定について既に地方交付税の算定の対象になってくると説明いただいておりますけども、財産としましては普通財産か行政財産かと、行政財産の中には何種類かあると思うんですけど、その点何に当たるのかということをもとに 1 点。それから昨年は町道の認定や変更がなかったんですけども、町道の申し入れがあれば町道台帳を整理し登録をどの時点で行っていくのか、総延長はどれくらいなのか。その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 松田幸一君

○建設課長（松田幸一） まず、第 1 点目の財産がどういうふうな財産になるのかという質問でございますが、行政財産に属しまして、公共用財産として位置付けされておるものでございます。そして町道の認定はどの程度で見直すのかということでございますが、開発用地等につきましては 2 年程度、その開発業者の方で管理をしていただいております。また、他の点におきましても、町道として、毎年見直すというこ

とにはしていませんので、2、3年に一度、見直しをさせていただいて全体的に町道認定をお願いしておるのが現状でございます。それと町道の総延長でございますが、この改正前の段階で244.7キロメートルとなっておりますので宜しくお願いします。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）よく分かるご説明をいただきました。町道認定、特に定期的に行っていただきたいと思うわけなんですけども、町道認定基準については玉城の場合、国の通達基準を準用しているということで例えば幹線1級町道とか幹線2級町道と、そして殆どがその他の町道というふうに3つに分かれておるわけなんですけども、今回、自治区の要望により集落内の道路の認定が中心となっていると説明を受けたわけです。玉城町は具体的にどのような、例えば自治区から申し出があったときはどういう風にしていくのか。まず、認定の作業の前に町道の管理が必要となってくると思うんですけども、それをどのように取り扱っているのかということと。それから国の基準で全国一律の基準を準用するのやなしに玉城町独自の道路認定基準というのを、他の市町も作っているところがありますので、その辺の要綱を作っていくお考えがあるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚）建設課長 松田幸一君

○建設課長（松田幸一）具体的にということに関しましては、現在も町道に認定し大半がその他の町道ということで管理をしております。町道以外の認定していない農道とか赤道とかあるわけでございますが、これにつきましても玉城町の管理ということで実質管理は行っております。ただ、認定してございませんと、その修繕等管理をしていく上でやはり認定した方がよいということでやっているわけでございます。それと先ほどの国の通達基準、これにつきましては、現在、国交省の関係の通達基準を準用しておりますが、これに基づいて現在認定を行っております。それが1級町道、2級町道、その他町道ということで分けて認定をしているところでございます。これに関しまして玉城町の基準を新たに作らないのかということでございますが、これに関しましては現在のところ国の通達基準で問題なく認定させていただいておりますので、今玉城町の別の基準を作るという考えは持っておりませんので宜しくお願いします。

○議長（風口 尚）宜しいですか。他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第73号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第5 議案第74号 平成25年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし、日程第8 議案第77号 平成25年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題とし、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましては、後日、予算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は、町長の提案理由の

範囲を対象に行いたいと思います。

これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑は一括上程されました議案第74号ないし、議案第77号についての町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。

発言を許します。

2番 北 守君

○2番(北 守) 町長の提案理由の2ページの8段目の田丸保育所における0歳児保育を実施するための施設整備費ということと、11段目の合特法に係る合理化事業計画策定業務委託料の新規計上ということでお尋ねしたいと思います。質問がごちゃごちゃになりかねませんので、その点はお許し下さい。田丸保育所で0歳児保育を実施するという方針の基にこれは私も賛成していいことやと思っておるんですが、現在待機されている乳児のご家庭があるのかどうか。それとも将来これを見越して増えてくることを予測しての改修なのかどうか。今回、これは準備だと説明されとる方もおりますけども、町長の方からもはっきりと実施するためのということでおっしゃってみえるんで、これは方針やと私は受け止めておるわけなんですけども、方針を決定したのであれば田丸保育所の0歳児の受け入れ定員とか実施時期など計画があるかどうか。その点を具体的にお聞かせ願いたい。それから、合特法、いわゆるし尿処理等合理化事業に関する特別措置法という法律があるんですけども、その法律に基づいて合特法に係る事業策定業務の委託ということで、額的にはどうのこうのというわけではありませんけども、住民生活にし尿というものは密着している大変重要な問題だと思いますので、その計画を策定するにあたって、まず、この委託料を計上するということは第1歩だと思うんですけども、まず計画の中でどの業務をし尿業者に、町内には2業者ございますが、業者に提供しようと考えているのか。また、年度末までに計画ができるかどうか。その点お答え願いたいと思います。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長(中村元紀) まず、第1点目田丸保育所の件でございます。これにつきまして待機児童ということでおっしゃってみえましたので、今年度の状況の中で10月から12月の間、4名の待機をしてもらった方がございました。外城田保育所につきましては、以前0歳児は定員18名でやっておりましたけど、施設の基準から23名までお預かりをさせていただきました。その後にご要望がございまして4名お待ちいただいていたわけなんですけど、今現在といたしましては、兄弟の見える同じ保育所の方に1歳になられた方から順番に移動していただきまして待機児童はゼロという格好になってます。このような事態を受けまして、当面方針ということでおっしゃってみえましたけど、当面は外城田保育所で0歳児保育をやっていくという方針は変わっておりません。ただ、

今年度のような格好で『待機児童はゼロ』という町長は以前から方針を出してございますので、その関係で万が一、今現在の申し込みの状況からいきますと 10 名ということですので、かなり余裕があるわけなんですけども、今後、需要が増えた場合に対応ができるようにということで田丸保育所に一部改修、トイレの改修になるんですが、それと必要な備品等を購入させていただきたいということで今回補正予算を挙げさせていただいております。

それから田丸保育所の状況ですが、定員 200 名を超える人数でお預かりをしているわけなんですけども、空き教室が 2 教室ございます。空き教室を利用した中で外城田で足りなかった方の保育ができないかということで、今、考えている状況でございます。こちらにつきましては部屋の面積約 80 平米程ございますので、一人あたり 3.3 平方メートルでございますので、20 人を超える人は預かるのが可能でございます。以上のようなところでございます。

2 点目の方の合理化計画の方の策定業務でございます。今回補正予算でお願いしておりますのが、合理化計画を策定するにあたりまして必要となります、し尿処理場の処理量の将来見込み、この推計の部分委託しているものでございまして、北議員おっしゃってみえるような代替え業務等につきましては、今のところ業者の方と詰めさせていただいておるといふような状況でございます。また今年度、古紙と布の関係につきましては 11 月から町内の 2 業者に委託をさせていただいたという状況でございます。

○議長（風口 尚） 2 番 北 守君

○2 番（北 守） まず、田丸保育所の方につきましては、よく理解させていただきました。町長の方針で待機乳児、児童を無くしていくという基本的な線は崩しておられない。更に兄弟がおった場合は田丸保育所でも保育ができるような形でまずは準備を。これでやっと辻褄が合うのやないかと、私自身の中で整理ができたわけなんですけども。あと、今後やっていく上で例えば職員をこの 9 月末で前期の監査委員さんの報告がありました。田丸保育所が 200 名に対して実入所者が 202 名、職員数は正職員が所長以下調理員を含めて 15 名、あとは嘱託職員 20 名で計 35 名体制で運営している。町内唯一、0 歳児保育をしている外城田保育所は定員 180 名で実人数が 174 名ということで正規職員が 15 名、嘱託職員 25 名、合計 40 名の方で保育をしていただいているわけなんです。0 歳児の方を見ていく場合は 3 名の 0 歳児に対して 1 名の職員が就く必要があるということで、これは基準が決まっているということですので、職員を増員する必要があるんじゃないかと。実施までに職員の増員をしていくケースがもし出てきた場合、職員を急に募ってもありませんので、現行の人数で保育に当っていかうとされているのか、そこらへんをまず聞きたいことと、それから職員の定数条例があるんですけども、その条例の改正の必要があるのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村元紀） おっしゃっていただきましたように 0 歳児の保育は 3 人に対

しての1人の保育士が必要となってきます。そのあたりにつきましては年度途中での申込みが大変多くございまして、当初からそのような格好で人員配置することはなかなか難しい状況であるということをございます。それから職員定数の関係ですけれども、職員定数につきましては正規の職員のみ定数ということになりますので、臨時嘱託の職員につきましては、職員定数に入っていないということになります。ですので今いいましたように年度途中での申込みの格好になりますので、追加で一生懸命探させていただいて人員体制がとれればお受けさせていただくというふうな状況でございます。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）職員の確保については非常にご苦労なさると思うんですけども、できれば保育につきましては人を預かるということで、これからも宜しくお願ひしたいと思ひます。関連で別項目になって申し訳ないんですが、先程の合理化事業計画策定の方にテーマを移らせてもらうんですが、今回の委託業務の策定については、し尿の業務量の把握だけやというふうな説明を受けたんですが、これはいつの時点で議会に示されてくるのか。それから合理化事業計画といひますと本来は業者にどんなものを、どういう業種のものをごどのようにして出していくのかということをご計画の中に盛り込む必要があると思ひます。そういう点で既に合特法に関して資源ごみの古紙の回収ということで業務を提供しているわけなんですけど、もし、仮にごみの提供を考えるとということになればその辺をお聞きしたいんですが、もし出していくとなれば、パートナーである明和町さんとの関係も出てきますので、連絡は取っておられるのかどうか。その点の話も併せて説明を願ひたいと思ひます。

○議長（風口 尚）暫時休憩します。

（午前 9時28分 休憩）

（午前 9時30分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。

他にありませんか。

12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）10款 教育費の中で社会教育費、公民館費で図書館管理システム、町長の提案説明の中でいきますと、国立国会図書館からの情報提供を受けるためのシステム構築費とありますが、具体的にどのような情報提供を受けるのかご説明願ひたいと思ひます。

○議長（風口 尚）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）お尋ねの国立国会図書館からの情報提供の件でございます。これにつきましては、今まで書誌情報データにつきましては、日本書店組合連合会から提供を受けておりました。しかしそのデータの提供が停止になったといったことで新たに国立国会図書館の無料提供データを受けるためのシステムを構築することに

なっております。その為のシステムに係る保守点検費ということで今回予算をお願いしております。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）そうすると新書の発刊とかそういう情報というわけですか。今流行りの電子図書とかそういう部類ではなしにそういう理解でよろしいですか。

○議長（風口 尚）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）言われるように、図書のデータといったことの資料でございます。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）そうすると一般財源、町費の単独事業かと思うんですが、有利な補助とかなかったと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（風口 尚）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）仰せのとおり今回単独費で実施いたします。

○議長（風口 尚）他にありませんか。4番 北川 雅紀君

○4番（北川 雅紀）2ページの中段、衛生費では事業費精査による子宮頸がんワクチンの接種委託料の減額とあって、見てみると500万円位減額なんですけど、最近接種後の健康被害とかテレビやメディアで頻繁にあって接種した人が減ったのかなと思うんですが、その分析と、もしそういう世の中の傾向にある中で玉城町はそういうのが大きくなるまでは積極的に接種して下さいというような流れやったと思うんですが、今はそういうことがあってどういう方針なのかという2点をお伺いします。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）おっしゃるように厚生労働省から6月の段階で積極的勧奨はしないように通達に出ていますので、6月以降に関しては積極的な勧奨はしていません。あと希望者の方に関しては接種をいただいておりますという風な状況でございます。当初、140人ぐらいの方を見込んでおったんですけども今回減額させていただきまして、約20名程度の方という考え方で予算の方を減額させていただいております。

○議長（風口 尚）4番 北川 雅紀君

○4番（北川 雅紀）一応、確認のため、その20名の方の中で何か健康被害にあったということはないかだけ、最後、確認させていただきます。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）現在のところ被害の報告はございません。

○議長（風口 尚）他にありませんか。7番 奥川 直人君

○7番（奥川 直人）それで先ほど、北議員さんが質問されました合特法に係る合理化事業計画策定業務委託料ということで、先ほどお話を聞いていますと、策定業務の業務量を試算する業務を委託するというふうにお聞きをしたように思っているんですけども、この法律は昭和50年だと思ってしまうんですけども、その頃にその法律ができて、なぜ今この

計画がこの時期に必要なのかと。本来であれば、このようなものは当初予算の中に入ってくるべきだとこのようには当然思うわけですが、なぜ補正なのか。今回ふるさと寄附金につきましては1千600万円という多額の寄附をいただいたということで、玉城に対するファンの方、玉城に期待をされる国民の多くの方がお見えなるということで非常にありがたいと、このように思っておりますが、報償費の増額ということでそれにお返しをする品ということでホームページにもいろいろな品物が出ているんですが、その品物を見ましてもホームページにすべて掲載されているのかということで、現在どのような品物をお返しという形でどうゆう品目があるのかということをお聞きします。

もうひとつよければ、その中でどういう要望が一番多いのかお聞きをします。

この品物というのはいろんな種類がホームページ見てもでていますが、どういった形で認定されていくのかと。いろんなものが玉城町の物品として品物としてあるんですけども、玉城町の行政といいますか、これをこの形でお返しの品にしようと、どのような流れで決めておられるのかということをお聞きします。

それと、自主防災、その下へいきます。防災の関係で自治区の自主防災避難所の看板設置費用という形で補正をいただきました。これにつきましては、今68区の各集落がありまして、それに対して、自主防災組織を作ったところに、そういう看板を立てるのか、それか、この3月までにこの68区なり行政指導の下にそういう避難所を設定していくのかということで対象が68区なのか、または今自治区で防災組織を立ち上げたところに防災避難所の看板を設定していくのか。そして自治区でありますと、私も玉城の原に住んでいますけれど、自治区の看板というのは、自治区の人は十分理解しているので、ここへ集まってねといえ、そこへ集まっていただける。そこへ避難してと言え、そこへ避難してくれる。ということで敢えて看板が必要なのか。そこを通られた通行者の方が、突然地震とかがありまして災害にあわれ、その時に避難所設定するのかということでいきますと、本当にこの自治区の看板を作るということは各皆さん、それぞれ集落において公民館になるのか、どこかの広場になるのか知りませんが、そういうことは十分周知できるけれども敢えてそういう看板を作る必要性があるのかということでもあります。

それと下から5行目の史跡標示板設置という形で補正をいただいています。これは、いつ、どこに、どのようなイメージで作られるのか。玉城町のひとつの歴史を観ていただくということになると思うので、どういったイメージで作られるのか、この4点をお願いします。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）合理化計画の関係でございます。これにつきましても、本来ですと下水道の計画ができた段階で作成をすべきものであるということでございます。平成25年度から玉城町全域が供用開始をするという中でせっぱつまった中で作らせていただく予定をしております。これにつきましては業者との会合を重ねてまいり

まして計画策定について業者にも了解を得ました、というところで今回補正で予算計上させていただいたというところでございます。

○議長（風口 尚）産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間 宏紀）ふるさと応援寄附金の特産品の関係でございますので、私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。11月末現在で申込件数で補正を組入れさせていただきました3,000件を既に突破をしております。11月末で3,195件という状況で、この12月にも相当数字が伸びておると聞いております。それで特産品の関係ですが、昨日の一般質問の中での答弁でもお答をさせていただいておりますが、この特産品の選定につきましては、今年度当初に商工会を通じまして、こういう特産品の公募ということで商工会を通じた形で1業者2品目の枠という公募をさせていただき、6事業者の方から応募があった。今現在、城（ぐすく）の方で、米、JAで精米される玉城産米の『いせごころ』、これを10キロの分、5キロの分、10キロの分ですとグスクに出店される農家の方々の野菜を加えたもの、5キロですと他の特産品業者の中から少しずつセレクトしたピックアップ商品の組合せをさせていただいているというもの。そしてまた、城（ぐすく）の方で特産品で出店をいただく方々の組み合わせのセレクト商品と3品目合わせて全体で12品目の掲載をし、今募集を行わせていただいております。この中でも特に新米キャンペーンという形で9月下旬以降に米を夏に掲載をさせていただき、期間限定ということでさせていただいたところなんですけど、まず、最初打ち出したときには300セット限定という形で打ち出しをさせていただきました。非常に好評であったということで11月末までに延ばしをさせていただきました。非常に順調な伸びと申しますか、米10キロ、5キロ合せますとそこの部分で1,000件を超える申し込みがございました。そんなこともありましてJAと相談をし、玉城産米のこしひかり供給の部分での対応を調整をした中でこの期間限定を今は取っ払ったような状況でございます。そしてまた、期間限定商品といたしましては10月中旬から11月初旬にかけて次郎柿の特産品セットを期間限定で作らせていただいたところでございます。これにつきましても、全体で75件の申し込みをいただいたということでございます。あと、やはり色んなふるさと納税関係のホームページ等を拝見をさせていただきますと、米、肉、カニということの3品目が非常に人気が高いと伺っております。そして、玉城の中でも今申し上げました玉城産米の『いせごころ』の方が今の申し込み件数から割り込みますと4割程度、また、肉、ハム、ソーセージ関係につきましても4割程度というふうなことで大きな伸びを示している状況でございます。

○議長（風口 尚）総務課長 林 裕紀君

○総務課長（林 裕紀君）自治区の自主避難所の看板の設置でございますが、まず主な目的は防災意識の向上ということを狙っております。この対象につきましては68区、また、予算をお認めいただいた後は、新区長にこの旨を周知いたしまして災害に対しての避難場所に設置をしていただこうとこのように考えております。これはあくまでも町指定の

避難所ではなくて、各自治区でここを自主避難所にしようということで。玉城町の場合は津波とか、山、水害そういうところは想定しぬくいんですが、災害に応じて避難場所はいろいろ変わってくると思いますので、このところにおいて自主避難場所の看板をとりあえず自治区に1枚をお配りしようと考えています。

その後につきましては複数枚必要でしたら防災の補助を使っていただきながら交渉をいただければとこのように思っています。以上でございます。

○議長（風口 尚）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）史跡の標示板設置というご質問でございます。これにつきましては城下にあります旧史跡の標示石碑を8か所、また案内板の9か所というものの設置の経費としてお願いをしておりますが、具体的に申し上げますと伊藤博文氏に陪従された矢土錦山、この方の生誕地につきまして建柱を致したり、また、城下町当時の地名というのがございまして、田丸地内でございまして、足軽町、片原町、袋町等々の城下町当時の地名があったといったことでそれらの建柱、また、案内板といたしましては田丸城守の稲葉蔵人この方のお墓がございまして、そのお墓の案内板を設置するといったようなことで、石碑につきましては8か所、また案内版は9か所といったことで設置を考えております。

○議長（風口 尚）教育事務局長 中西 元君

○教育事務局長（中西 元）先ほど申し忘れました。これにつきましては、来年熊野古道10周年ということを迎えます。それに迎える準備といったことで計画をいたしております。

○議長（風口 尚）7番 奥川 直人君

○7番（奥川 直人）合特法については、一応内容を聞かせていただきました。しかし遅れたということが実態ということでもありますけど、本来、公共下水道の計画が始まって、概ね計画が出来た段階でこの合特法の計画を策定するというのが望ましかったということでもありますけど、随分遅れたんですけど、業者との打ち合わせとかいうものもあり、現在に至っているということでもあります。要は事前の打ち合わせにつきましては、お世話になった業者さんの調整が済んだということで、これから計画作りをするということでもありますし、その計画については具体的に北議員さんも聞かれましたが、いつまでというので、たぶん基本的には年度末なんかという風に思いますけど、その確認をいたしたいと思います。

あとふるさと寄附金の件でありますけど、非常にいろんな多品種を玉城の物産をご苦労なさって、想定以上の量になったということで、ありがたく、中でも御苦労されるところという部分がよくわかりますが、この品物を3,195件の寄附をいただいたんで対応するという点では商工会が先ほどお聞きした中では年度の始めに決めたということになってますけど、現実対応できておるのかということ、要は商工会さんだけにお任せしておるのか。最終は行政が判断をして、責任をもってこれでいいやねかというところまでお聞

きできなかったんで、新しく柿のお返しもやっていただいたということで、そういう最終の決定の決断というものはどういった形でされるのかということです。

自主防災につきましては先ほどお聞きしましたように、玉城町は進めていこうという中にも、住民、自治区への浸透が十分できてないということで、それを後押しするというか、意識の高揚を図るために、まず避難所看板を設定して先行投資と、住民の意識を図っていくということになってますんで、これについてはこれでいいかなどこのように思います。

あと史跡につきましては熊野古道のイベントが今回開催されるということなんで、それに合わせた形で石碑8件と案内板9か所作るということです。

最後に聞きたいんですが、下水道につきましては前段回の打ち合わせがすべて完了したということでもいいのかということと、このふるさと納税のお返しは最終的には商工会なんか、役場なんか。双方でやってもらっていると思いますけど、最終どこで決めるのかということをお聞きします。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）今回委託させていただく部分につきましては今年度中に計画完了する予定です。もうひとつ北議員のおっしゃってみえたような代替業務等まで盛り込んだ計画、これにつきましては早急にとということで時期の方はまだ未定でございます。

○議長（風口 尚）産業振興課長 田間宏紀君

○産業振興課長（田間 宏紀）商工会の方につきましては応募の段階から商工会を通じてさせていただきということで決定につきましては、すべて町の方で決定をさせていただいております。以上です

○議長（風口 尚）7番 奥川 直人君

○7番（奥川 直人）今、合特法の委託料は、一応事前段階が整った形で委託をしていくと。それから先ほど北議員さんが言われました代替業務を含めた、これから将来の合特法の計画、これを早急にするということは全体の構想を早急にするということは、役場の庁舎内の委託もせず、するという事なのか。庁舎内でやると、委託については業務の算定なりをするために今回委託料として業者さんとか、今までの量がどう変化するかとか試算いただいてこれくらいの支援をしていくというふうな数量的な部分の委託をするというふうなことだろうと思います。先ほどいいました総合的な、北議員が言われた、幅広くご利用いただいとるし、明和町さんとも話があったと北議員さん申されましたけども、その計画については早急に作るということは早急とは年度内にできるんですか。私の理解不足かもしれませんが確認だけしておきたいと思います。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）先ほど北議員にも答弁させていただきましたように今回のこの計画につきましては将来推計、どの様な年次でどれだけし尿の量が減っていくかと

いう推計を委託するというところで合理化計画のまず基礎となるデータの算出を委託するものでございまして、その後の業務的なもの等につきましては今の現状の汲み取り業者さんであるとか、行政の中で検討した中で策定をさせていただくということでございますので、今回上げさせていただいておりますのは、あくまで数量の推計をしていただくだけの業務でございます。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これを以って、一括上程されました議案第74号ないし、議案第77号についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（午前 9時58分 休憩）

（予算決算常任委員会付託表を配布する）

（午前 9時59分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。

お諮りいたします。

質疑を終了いたしました、議案第74号 平成25年度玉城町一般会計補正予算(第3号)ないし、議案第77号 平成25年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、お手元に配布いたしました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思っております。これに ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号ないし、議案第77号については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。

只今付託されました議案の審査のため、明日18日及び19日の2日間休会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、12月18日、19日の2日間休会することに決しました。

なお、休会中に付託されました議案の審査をお願いいたしますので、日程について事務局長から報告いたさせます。

○議長（風口 尚）事務局長 小林一雄君

○事務局長（小林 一雄）日程の報告をいたします。

予算決算常任委員会を、12月18日 水曜日 午前9時から第1委員会室におきまして開会いたしますので定刻までにご参集ください。

○議長（風口 尚）只今、事務局長報告のとおり予算決算常任委員会審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

来る20日は、午前9時より本会議を開き 委員会報告、討論採決、追加議案の上程を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

(午前10時01分 散会)